江田島市協働のまちづくり地域提案型活動支援補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 多様な市民協働の担い手による,先進的かつ公益的で地域の元気を創出する取組に係る提案のうち,より優秀な活動に対して,予算の範囲内で協働のまちづくり地域提案型活動支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し,江田島市補助金等交付規則(平成16年江田島市規則第50号)に定めるもののほか,必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

- 第2条 補助金交付の対象となる団体は、自治会、まちづくり協議 会及び次の各号のいずれにも該当する団体(以下「市民活動団体」 という。)並びに本市内に所在地のある企業、個人事業者とする。
  - (1) 特定非営利活動促進法 (平成10年3月25日法律第7号) 別表に掲げる活動で、本市のまちづくりにつながる活動を行い、かつ、同法第2条第2項に該当する団体であること。 ただし、法人格の有無を問わず、任意の団体も含む。
  - (2) 団体の構成員の過半数が江田島市民であり、又は団体の所 在地が本市にあること。
  - (3) 団体の構成員が5人以上であること。
  - (4) 定款,規約,会則その他の定めにより,団体としての運営 上の規律が確立されていること。

(補助対象活動)

- 第3条 補助金交付の対象となる活動(以下「補助対象活動」という。)は、別表のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象活動について、同一年度に市、県、国又は公益法人等の他の制度の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象としないものとする。

(補助対象経費等)

- 第4条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」 という。) は補助対象事業に直接要する経費とし、補助金 限度額及び補助率、審査基準並びに交付回数の限度等は別表のと おりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費とならない経費は、別に定める。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、協働のまちづくり地域提案型活動支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

- 第6条 市長は、前条の申請があった場合は、別に定める審査会を 経て、補助金の交付の可否を決定する。
- 2 市長は、交付の決定をしたときは、江田島市補助金等交付規則 第7条により、その結果を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という)は、補助事業が完了したときは、協働のまちづくり地域提案型活動支援補助金実績報告書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書

- (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告は、補助事業の完了の日(補助事業を廃止した ときは、その承認を受けた日)から1月以内に行わなければなら ない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の報告書を受理したときは、これを審査し、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、 江田島市補助金等交付規則第 16 条第2項の規定により、市長に 補助金の請求をしなければならない。

(補助金の概算払)

第 10 条 市長は、補助対象事業の実施上必要と認めるときは、補助 金の全部又は一部を概算払することができる。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は,補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において,既にその額を超える補助金が交付されているときは,期間を定めてその返還を命ずるものとする。

(備品の管理)

第12条 補助事業者は補助金により整備した備品について,備品管理簿を整備し、適切に管理しなければならない。

(関係書類の整備)

第 13 条 補助事業者は,補助事業に係る経費の収入支出等を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(調査等)

第 14 条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の使途等に関して調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(補足)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に 定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

# 別表(第3条,第4条関係)

# 1 住民自治団体支援

補助対象活動	地域課題の解決や公共サービスの充実につなが
	る活動及び地域資源を活用した地域の発展や魅力
	向上につながる活動
補助金限度額	(1) 補助対象経費に10/10を乗じた額とす
及び補助率	る。ただし、補助金限度額は、1事業当たり3
	0万円とする。
	(2) 過去に同一活動で当該補助金の交付を受け
	ている場合は、補助率を次のとおりとする。
	ア 2回目の場合 補助対象経費の4/5
	イ 3回目の場合 補助対象経費の3/5
審査基準	(1) 必要性
	(2) 公益性
	(3) 発展性
	(4) 実現性
	(5) 独創性
交付回数の限	(1) 補助金は、1年度単位の活動に対して交付
度等	し、その都度申請に基づく審査により決定す
	る。
	(2) 複数年度の取組計画であっても、同一活動
	に対する補助金の交付は、3回までとする。
その他	設備の設置や工事に関して必要な各種手続きを
	始めとする、関係機関との調整を早めに済ませ、
	交付申請時には当該手続書類の写し等、協議が完
	了していることを示す書類を添付すること。

# 2 市民活動団体支援

補助対象活動	既存活動の拡充や新規活動の立ち上げを目的と
	   し, その内容が地域課題の解決や本市の魅力向上
	につながる活動で、市内で実施されるもの。
補助限度額及	(1) 補助対象経費に10/10を乗じた額とす
び補助率	る。ただし、補助金限度額は、1事業当たり3
	0 万円とする。
	(2) 過去に同一活動で当該補助金の交付を受け
	ている場合は、補助率を次のとおりとする。
	ア 2回目の場合 補助対象経費の4/5
	イ 3回目の場合 補助対象経費の3/5
審査基準	(1) 必要性
	(2) 公益性
	(3) 発展性
	(4) 実現性
	(5) 自立性
交付回数の限	(1) 補助金は、1年度単位の活動に対して交付
度等	し、その都度申請に基づく審査により決定す
	る。
	(2) 複数年度の取組計画であっても、同一活動
	に対する補助金の交付は、3回までとする。

## 様式第1号(第5条関係)

協働のまちづくり地域提案型活動支援補助金交付申請書

年 月 日

江田島市長 様

名称 代表者の住所 代表者氏名 電話番号

次のとおり、江田島市協働のまちづくり地域提案型活動支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 支援の区分
  - □ 住民自治団体支援
  - □ 市民活動団体支援
- 2 交付申請額 金 円
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 団体の概要(市民活動団体のみ)
  - (4) 団体の構成員名簿(市民活動団体のみ)
  - (5) その他市長が必要と認める書類

## 様式第2号(第7条関係)

協働のまちづくり地域提案型活動支援補助金実績報告書

年 月 日

江田島市長 様

名称 代表者の住所 代表者氏名 電話番号

年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、江田島市協働のまちづくり地域提案型活動支援補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 領収書の写し
  - (4) 活動の内容が確認できる書類(活動状況を撮影した写真等)
  - (5) その他市長が必要と認める書類